

アメリカの療法的レクリエーション^註、専門職団体による立法運動の展開

— 2つの団体の見解の差異を中心に —

堀田哲一郎（鈴峯女子短期大学）

I. 問題設定

ストレスに悩む多くの現代人にとって、その回復のためにも、余暇に行うレクリエーション活動の充実がますます重要な課題となっている。障害者にも「生活の質」の向上を保障していこうという見解が広められるなかで、レクリエーション活動が重視されるようになり、日本の養護学校等においても、基礎学力や職業的能力の指導のみならず、卒業後の余暇活用指導の実践が進められつつある。けれどもそれは、一部の自覚的教師の創意工夫の範囲内であり、法的に保障されたものとはなっていない。

それに対してアメリカでは、1975年制定の全障害児教育法(PL94-142)において、レクリエーションが、障害児の教育を受けるための関連サービスの1つとして認められ、同法施行規則では、レクリエーションの内容として、余暇活用能力の評価、療法的レクリエーション、学校及び地域当局におけるレクリエーションプログラム、余暇指導の4つを規定していた。1986年法改正(PL99-457)では、障害児の学校生活から社会生活への移行サービスの1つに療法的レクリエーションが含まれることになり、さらに1990年法改正(PL101-476)において、関連サービスの1つとしてのレクリエーションに療法的レクリエーションを含むことが、法律の文言上で明文化された。この療法的レクリエーションとは、障害児にとって機能回復の要素としてレクリエーションを活用することを重視したものといえるが、このとき連邦議会下院教育労働委員会報告書が示した療法的レクリエーションの必要性の認識には、そのことに留まらず、そのサービスの提供により、学校及び地域社会における健常者との統合推進に寄与できるという期待が含まれていた。

ところが、この法制度上の発展の歴史とは裏腹に、サービス提供責任を担うべき療法的レクリエーション専門職の配置数は、その後も全米的に増加しているとはいえない(1995-96学校年度現在の有資格任用者数が299人)。そこで本発表では、専門職団体による見解の差異、さらにはそこから派生する立法運動における分裂形態という課題を検討しながら、比較的社会的認識の低く、勢力の弱い分野における専門職団体の奮闘努力の経過と問題点に光を当てることを目的とする。

註) 鈴木秀雄氏は、「セラピューティックレクリエーション」とカタカナ表記することで、療育的(成長・発育・発達を願う立場)、療法的(全般的な処方の方法としての立場)、治療的(医学的処置の立場)の3つの側面を一括して表した方が望ましいとしている(鈴木秀雄(1995)セラピューティックレクリエーション. 不味堂. p. 3)が、発表者は、そのうちの「全般的な処方の方法としての立場」である「療法的レクリエーション」という表記が最も適切であると考え、これを用いることとする。

II. 療法的レクリエーション専門職団体の見解の差異

歴史的に、レクリエーション専門職には2つの見解がある。一方は、「すべての人々のためのレクリエーション」の見解である。この見解は、レクリエーションが本来有益性をもつものであり、施設にいる人々や障害のある人々を含むすべての人々に利用可能なもの

であると見なしている。これは、1940年代のアメリカレクリエーション協会の病院レクリエーション部会において見られ、今日では、レクリエーション参加の「市民権の見解」とも呼ばれている。

他方は、「治療としてのレクリエーション」の見解である。この見解に立つのがレクリエーション療法であり、レクリエーションを、健康を守り、促進するために身体の状態を改善または矯正するための手段と見なしている。これは、1950年代の全米レクリエーション療法士協会の見解であった。

1966年に全米療法的レクリエーション協会に統合される時、「療法的レクリエーション」という用語が、障害者のためのレクリエーションとレクリエーション療法の両方の見解の上位概念として採択された。それ以来、全米療法的レクリエーション協会は、障害者のために企画された特別なレクリエーションと臨床的なレクリエーション療法の両者を網羅する幅広い見解を維持してきた。これに対し、網羅の見地が広すぎて、専門職を方向づけるために必要とされる焦点が欠けていると批判する者も少なくなかった。

全米療法的レクリエーション協会における専門職の定義の不明確さと、同協会の上部組織である全米レクリエーション・公園協会の方針への従属性に対する不満により、臨床的実践を重視する人々が、1984年に独立してアメリカ療法的レクリエーション協会を結成した。以来、アメリカ療法的レクリエーション協会は、治療、リハビリテーション、長期ケアの介入方法としてレクリエーションを活用する方針を掲げてきた。

療法的レクリエーションを推進すべき専門職団体は、このように分裂した状態であり、しかも各々の組織を両方合わせて30,000人程度の少数である。アメリカ作業療法協会、アメリカ理学療法協会は、各々実に40,000人以上のメンバーを有し、十分な資金を以て政治的活動要員を有している。療法的レクリエーション専門職は、人数の面でも、資金の面でも他の分野に比して地位が弱い。このような状況において、他分野に負けずに、自らの専門職団体の主張を公共政策面に反映させるために考えられた方策の1つは、連合組織の結成であり、もう1つは、専従陳情要員(full-time lobbying staff)を確保することであった。

Ⅲ. 療法的レクリエーション専門職団体による立法運動の展開と課題

1986年に、ともに再認定を迎えることになったリハビリテーション法及び障害者教育法を前に、当時の全米療法的レクリエーション協会長デビッド・コンプトンは、方策を協議するためにダラスで集会を開いた。彼は、全米療法的レクリエーション協会、アメリカ療法的レクリエーション協会、全米障害者体育・レクリエーション連合、その他の団体や、上院障害者小委員会担当の連邦議会要員を集めた。この再認定の過程に影響を与えるには、レクリエーション及び療法的レクリエーションと連合し、統一された組織が不可欠であることは明らかであった。この集会の成果として、前述の3つの団体による療法的レクリエーションへの「立法連合(legislative coalition)」が結成された。

立法問題担当の有志の指導者が、2つの療法的レクリエーション組織両方に所属しており、共通の基盤を強調した立法運動の活用に専念した。混乱を避けるために別の専門職団体を結成することは見送られた。療法的レクリエーションのための立法連合は、前述の3つの団体すべてのメンバーに対して多くの警鐘を促し、調整を行い、協働した様式において、上下両院の委員会に証言を起草し、提出した。1つの発言に統一されたので、療法的

レクリエーション専門職は、法律の変更に影響を与えることに成功し、組織の陳情援助の結合と共同声明の公表が連邦議会でより理解を受ける結果を示した。このとき、アメリカ作業療法協会は、レクリエーションを療法的レクリエーションに限定するものだとして反対したが、その主張にも負けなかった。

ところが、前節でもふれたように、方針の異なる専門職団体から構成されたこの連合の継続的運営には、困難が付きまとった。その最たる問題は、代表者の見解である。

全米療法的レクリエーション協会は、全米レクリエーション・公園協会の下部組織にすぎないので、全米療法的レクリエーション協会の活動は、その全米レクリエーション・公園協会の見解と一致していることが要請された。政治的舞台における全米レクリエーション・公園協会の努力は成果を挙げてきたが、療法的レクリエーションへの特定の関心問題が、高い優先順位になるのはまれであった。一方、全米レクリエーション・公園協会の側では、同協会員のみが立法連合の集会で代表すべきであるという方針を取っていた。全米療法的レクリエーション協会が、立法連合の名の下に証言を行っていた場合でも、全米レクリエーション・公園協会は、下部組織に成り代わって、彼ら独自の行動を取ることができた。ところが、アメリカ療法的レクリエーション協会の代表者が、立法連合の代表として議会関係者と会合する場合は、この代表者が事実上全米レクリエーション・公園協会をも代表することになる。治療様式または特別保健ケアサービスとしての療法的レクリエーションの提供に関連した問題は、全米レクリエーション・公園協会の基本的な任務、すなわち公園とレクリエーションによる生活の質の改善という方針との葛藤を引き起こすことになる。

1993年のクリントン政権の保健ケア改革に際し、アメリカ療法的レクリエーション協会は、外来患者のリハビリテーションのための規定にその焦点を狭めることを選択し、外来患者のリハビリテーションの提案された範囲においてレクリエーション療法の明文化を主張した。他方、全米療法的レクリエーション協会は、全米レクリエーション・公園協会と一致した見解、つまりすべての保健プログラム、特に予防保健サービスの面として、レクリエーションの幅広い採用を主張した。保健ケア改革に関する合同見解論文も提示されていたけれども、全米療法的レクリエーション協会とアメリカ療法的レクリエーション協会は、別々に陳情運動を行っていた。

立法陳情専従要員確保に関する事情としては、次のようなことが挙げられる。全米レクリエーション・公園協会の経済的困難が頂点に達した時期には、公共問題を含む要員を大幅に削減することになり、全米療法的レクリエーション協会の進めていた立法運動も、一時ボランティアによる運動に委ねられることになる。立法運動におけるボランティア依存という体質は、経済的困難が解決した今日なお名残が見られる。全米障害者体育・レクリエーション連合やアメリカ療法的レクリエーション協会も、同様にボランティアに非常に依存している。

しかし、1993年にはアメリカ療法的レクリエーション協会担当長委員会は、立法運動が協会にとって絶対的優先事項であり、有意義な財政援助を受ける価値があると結論づけた。クリントン政権の保健ケア改革方針への国民の期待が高まるにつれ、同協会は、法律顧問を協会に招くために、熟練した非常に経験豊かな陳情者との契約を交渉した。2年後、同協会は、政治過程と同様に、リハビリテーションへの深い理解があり、首都ワシントンに

ある無数の支持グループとの親密のある2人の弁護士の所属する法律事務所と契約を結んだ。堅実な財政基盤を継続していると仮定すれば、アメリカ療法的レクリエーション協会は、立法運動を調整する協会のメンバーを指導するために契約した法律顧問を活用することを期待された。このように、アメリカ療法的レクリエーション協会は、治療を目的としたレクリエーションサービスに自らの組織の存在意義を見出し、存続を賭けて立法運動に臨んでいるといえよう。特にそれは、全米に約200万人と言われるアルツハイマー病への対症療法としての効能を前面に掲げ、医療扶助や私的・商業保険などの第三者団体 (third party) 償還の適用を拡大させる方向で運動を続け、組織内での理解を広めているところに現れている。

ところで、アメリカ療法的レクリエーション協会が結成された事情として、当時全米療法的レクリエーション協会の上部組織であった全米レクリエーション・公園協会の方針への従属性に対する不満を挙げた。しかし、そのアメリカ療法的レクリエーション協会に対しても同様に、他の専門職団体（例：アメリカ言語聴覚協会、アメリカ理学療法協会、アメリカ保健・体育・レクリエーション・ダンス連盟）と比べて、療法的レクリエーション組織の現在の構造の持つ大きな非民主的体質として指摘されているのは、組織の問題における委任投票 (delegate vote)、すなわちメンバー直接参加機会の欠如である。方針及び活動は、通常、担当長委員会または理事会の協議事項から下ろされるのであって、メンバーから発議されるのではない。それはまた「恩着せがましく、硬直した、選抜的方式において運営されている」とも厳しく批判されており、改善が望まれている。

参考文献

- Bedini,L., Bullock,C., and Driscoll,L.(1991) From Schools to Community: Achieving independence and community integration through leisure education.*Palaestra*,Fall.
- Compton,D.M. ed.(1997) Issues in Therapeutic Recreation toward the New Millennium (2nd ed.),Sagamore Publishing.
- Hearings before the Committee on Labor and Human Resources,United States Senate,one hundredth Congress first session,on Reviewing Progress Made in the Implementation of the Rehabilitation Act Amendments of 1986,the Education of the Handicapped Act Amendments of 1986,and the Handicapped Children's Protection Act of 1985,October 8,1987.
- Hearings before the Subcommittee on Select Education of the Committee on Education and Labor,House of Representatives,one hundred first Congress second session,February 20 and 21,1990.Serial No.101-95.
- Hitzhusen,G. and Thomas,L.ed.(1997)Expanding Horizons in Therapeutic Recreation X VII ,University of Missouri.
- House Report (Education and Labor Committee) No.101-544,June 18,1990.
- (財)日本レクリエーション協会編(1994)福祉レクリエーションの援助.中央法規.
- Peterson,C.A. and Gunn,S.L.(1984)*Therapeutic Recreation Program Design: Principles and procedures*.Prentice-Hall,Inc. (邦訳:谷紀子・水上和子・師岡文男(1996)障害者・高齢者のレクリエーション活動:セラピューティック・レクリエーション;プログラムの作り方・基本と応用.学苑社)
- 鈴木秀雄(1995)セラピューティックレクリエーション.不昧堂
- U.S.Department of Education(1998)*20th Annual Report to Congress on the Implementation of the Individuals with Disabilities*
- 柚木馥他(編)(1995)知的障害をもつ青年①巣立つ青年.コレール社.
- Wagner,D., Kennedy,B., and Prchard,A.ed.(1996)*Recreation Thrapy: The next generation of reinbursement*.American Therapeutic Recreation Association.